

令和7年5月26日より前に着工している盛土等については届出が必要です

本市では令和7年5月26日に、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定する予定です。

規制区域の指定日より前に着工された工事については、令和7年5月26日から令和7年6月16日までに盛土規制法に基づく届出の提出が必要となります。

提出期間：令和7年5月26日～令和7年6月16日

①届出対象工事

	<宅地造成（盛土・切土）>					<土石の堆積（一時堆積）>	
要件	①盛土で高さが1m超の崖を生じるもの	②切土で高さが2m超の崖を生じるもの	③盛土と切土を同時にいき、高さが2m超の崖を生じるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図							

②届出・許可スケジュール

5月26日以降に着工する場合は許可申請が必要です。

5月26日

開発許可 宅地造成工事 土石の堆積	工事着手	区域指定日から21日以内に届出が必要
開発許可 宅地造成工事 土石の堆積	工事着手	工事着手までに盛土規制法の許可が必要
	開発許可 工事着手	盛土規制法のみなし許可に該当するので許可申請不要
	宅地造成工事 土石の堆積 工事着手	工事着手までに盛土規制法の許可が必要

※届出が提出された工事は、市のホームページにて場所等を公表します。

※届出をしなかった場合、または虚偽の届出をした場合には罰則が科される場合があります。

※令和7年5月26日以降に工事着手する場合は、越谷市まちの整備に関する条例に基づく手続きが必要となります。